

# 座間市請負工事成績評定要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、座間市工事等検査規程（平成4年座間市訓令第10号）第16条の規定に基づき座間市が発注する工事の成績を評定するのに必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 工事成績評定（以下「評定」という。）は、工事の部分引渡しに係わる検査及び完成検査並びに出来形検査を対象とする。

## (評定者)

第3条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該工事の監督員、工事担当課長及び検査員とする。

## (評定の方法)

第4条 評定は、別に定める「座間市請負工事成績評定採点基準」により、工事ごとに監督又は検査で確認した事項に基づき、的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、工事成績採点表（第1号様式）（以下「採点表」という。）に記録するものとする。
- 3 評定は、評定者ごとに独立して行うものとする。
- 4 検査の結果、手直しが生じた場合、手直し検査後に再度評定は行わないものとする。

## (評定結果の報告等)

第5条 監督員及び工事主管課長は、工事完成後に考査項目について評定を行い、評定点を算出し、工事主管課長の決裁後に、検査依頼書及び採点表を検査員に提出するものとする。

- 2 検査員は検査後に評定を行い、当該工事の評定点（採点表の評定点合計）（以下「評定点」という。）を算定したうえ、採点表を付けて評定結果を座間市工事等検査規程第16条の規定に基づき復命するものとする。
- 3 検査実施後、検査主管課長は採点表の写しを付けて、評定結果を工事主管課長へ通知するものとする。

## (評定点の請負者への通知)

第6条 前条第2項又は第3項による評定結果を受けた工事主管課長は、工事成績評定通知書（第2号様式）（以下「通知書」という。）により遅滞なく請負者に通知するものとする。

(評定点の修正)

第7条 市長は、前条の通知をした後、当該評定点を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、その結果を遅滞なく請負者に通知するものとする。

(説明請求)

第8条 第6条又は前条第2項による通知書を受けた請負者は、受理した日から14日以内に書面により、市長に対して評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第9条 前条の説明を求める書面の提出先は市長とする。

(説明請求に対する回答)

第10条 市長は、通知書を受けた請求者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに回答書(第3号様式)により回答するものとする。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 工事検査採点基準(平成2年4月1日)は廃止する。
- 2 工事施工状態評定基準(平成2年4月1日)は廃止する。
- 3 座間市工事成績評定要領(平成12年4月1日)は廃止する。
- 4 座間市請負工事成績評定採点基準(平成17年4月1日)は廃止する。
- 5 座間市請負工事成績評定要領(平成23年5月1日)は廃止する。

年 月 日

（請 負 人） 様

座間市長 ○○ ○○  
（公 印 省 略）

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、座間市請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を次のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、（発注者）に対してその疑問の旨を付して、この通知書を受領した日から起算して14日以内に書面により説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は、書面により行います。

説明を求める場合の手続き等については、下記までお問い合わせ下さい。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所
- 3 工 期                    年 月 日～                    年 月 日
- 4 検査年月日                    年 月 日
- 5 評 定 点                    点
- 6 工事担当課
- 7 手続き等の問い合わせ先

（住 所）

（事務担当課名）

（電話番号）

年 月 日

（請 負 人） 様

座間市長 ○○ ○○ 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定の内容について、次のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所
- 3 工事担当課
- 4 評定内容の説明

問い合わせ先

（住 所）

（事務担当課名）

（電 話 番 号）